

# 群馬県特別支援教育推進計画

この計画は、全県的な視点から総合的に特別支援教育を展望し、「群馬県における特別支援教育の理念」を定め、特別支援教育を推進する上で重要となる「5つの基本目標」を設定するとともに、その目標達成に向けて、関係機関と連携を図りながら、平成25年度から5年間に推進する「施策の方向」を定めたものです。

この計画の推進により、特別支援教育の理念が学校関係者を始めとして県民全体に共有されるように努め、障害のあるなしにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の形成を目指します。

## 共生社会の形成

### 群馬県特別支援教育推進計画

#### <理念>

- 特別支援教育は、障害のある子ども等を対象に、県内すべての学校で、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育である。
- 特別支援教育を推進することは、障害のある子ども等への教育にとどまらず、すべての子どもの教育の充実につながる。

#### <基本目標>

- 1 充実した指導及び支援の実現
- 2 共に生き、共に学ぶ環境の実現
- 3 地域の特別支援教育のセンターとしての役割を担う特別支援学校の実現
- 4 教職員や学校の専門性向上の実現
- 5 ライフステージを通じた一貫性と継続性のある支援の実現

#### <施策の方向>

- ・ 特別支援学校における教育の充実
- ・ 小中学校における取組促進
- ・ 早期からの一貫した支援体制の整備  
(幼稚園や保育所における推進を含む。)
- ・ 高等学校等における推進体制の整備
- ・ 専門性の高い人材の育成
- ・ 特別支援学校の配置及び整備
- ・ 特別支援教育の理解啓発

#### 連携

保健、医療、福祉、労働等の関係機関

# 基本目標

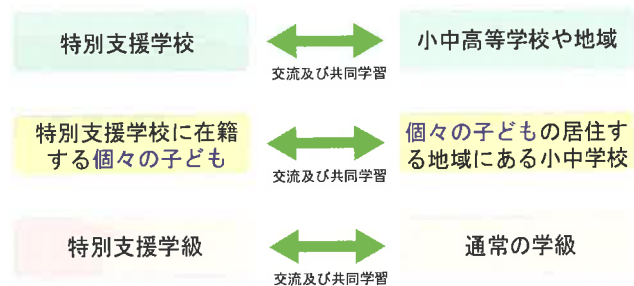
それぞれの学びの場を通じて、特別支援教育を推進する上で重要となる5つの基本目標を定めました。

## 基本目標1 充実した指導及び支援の実現

- 1 持てる力を最大限に伸ばせる教育環境の整備に努めていきます。
- 2 個別の指導計画を活用して、持てる力を高める授業を推進していきます。
- 3 域内の教育資源の組合せにより、教育的ニーズにこたえる学校間連携に係る研究開発を行っていきます。

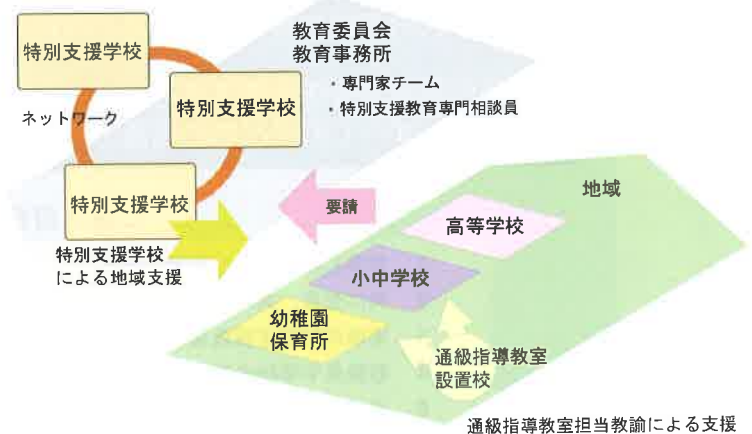
## 基本目標2 共に生き、共に学ぶ環境の実現

- 1 障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを大切にする交流及び共同学習を推進していきます。
- 2 共に生きる社会の実現を目指し、特別支援教育に対する理解啓発に努めていきます。



## 基本目標3 地域の特別支援教育のセンターとしての役割を担う特別支援学校の実現

- 1 地域の学校への特別支援学校による助言や援助を一層充実するとともに、学級の経営や教科指導等に係る助言や援助の要請にも応じることができるようになっています。
- 2 特別支援学校のネットワークを構築し、地域別、機能別に役割分担を行い、地域の学校が要請しやすい仕組みを整えていきます。



## 基本目標4 教職員や学校の専門性向上の実現

- 1 すべての教員について特別支援教育に関する基礎的な知識の習得と技能の向上を図っていきます。
- 2 特別支援学校の教員については、免許法認定講習の受講により、特別支援学校教諭免許状の取得を促すとともに、更なる専門性の向上を図る研修を行っていきます。
- 3 幼稚園長、学校長等のリーダーシップが欠かせないことから、管理職研修を充実させるとともに、教育委員会の指導主事を対象とした研修を行っていきます。

## 基本目標5 ライフステージを通じた一貫性と継続性のある支援の実現

- 1 個別の教育支援計画等の活用を通して、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関が連携して、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性と継続性のある指導・支援の実現に努めていきます。

# 今後の5年間(平成25~29年度)における施策の方向

## それぞれの学びの場における特別支援教育の充実を図るために

### ○ 特別支援学校における教育の充実 (推進計画 16~25ページ)

- 一人一人の教育的ニーズにこたえる教育内容の充実
  - 「個別的教育支援計画」を活用した教育の充実  
各機関における支援や引継ぎ場面での連携ツールとして活用する。
  - 「個別の指導計画」を活用した授業の充実  
教育的ニーズにこたえる授業を組み立てるために、授業実践を通じた「個別の指導計画」の活用を努める。
  - 特色ある教育課程の編成
    - 県立盲学校及び県立聾学校における多様なコミュニケーション手段活用のための研究、②県立盲学校の高等部及び専攻科における新たな教育内容・学科の検討、③県立聾学校の高等部及び専攻科における教育内容・学科の検討、④知的特別支援学校小・中学部における指導内容等の研究開発、⑤知的特別支援学校高等部における職業学科と普通科の役割等の検討、などを進める。
  - 教育内容の充実を図るための研究  
障害特性等の把握に係る検査手引作成の研究を行う。
- 「交流及び共同学習」の推進
  - 居住地校交流の充実  
居住地校への理解促進、居住地校交流支援者の活用の仕組みの充実、「副次的な籍」の研究を行う。
  - 組織的・計画的な「交流及び共同学習」に係る研究  
教育課程における位置付けや特別支援学校と居住地校における指導上の役割分担に係る実践研究を推進する。
- キャリア教育の推進
  - 小学部・中学部・高等部の連携による指導計画の作成と実践  
卒業後までを見通した計画作成と実践を推進する。
  - 指導事例の蓄積と共有化の推進  
個別の指導計画を活用した指導と校内体制の事例をとりまとめて、すべての特別支援学校で共有化を図る。
- 進路指導の充実
  - 進路選択に係る支援の充実  
関係機関と連携して、子ども・保護者への情報提供に努める。
  - 就労支援の拡充  
就業体験先の開拓及び県庁舎等での就業体験機会の拡大を推進する。また、福祉・介護サービスに関する職業教育の導入や、専門コース等の設置を検討する。
- 健康教育の推進
  - 健康教育に係る実践の推進  
歯科保健や食に関する指導等実践的な教育を推進するとともに、医療機関と連携して行う健康管理を充実する。
  - 健康や安全の保障に係る取組の充実  
医療的ケアに関する研修や、災害時の対応に関する実践的な教育を推進する。

### ○ 小中学校における特別支援教育の取組促進 (推進計画 26~34ページ)

- 通常の学級における特別支援教育の推進
  - すべての子どもが共に活躍できる授業づくり  
特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりと、自己有用感や自己肯定感を育てる学級経営を推進する。
  - 障害のある子ども等に対する支援体制の充実  
校内支援体制の充実及び医師等外部人材の活用等による体制整備を推進する。また、各教科の補充指導のための専用の教室の設置や、域内の教育資源の組合せによる指導について研究する。
  - 「交流及び共同学習」の機会拡充  
特別支援学校・学級と実施する機会の拡充を図る。
- 「通級による指導」における教育の充実
  - 通級指導教室の機能強化及び効果的な運営のための体制整備  
自校通級・他校通級の仕組みを維持するとともに、教

員への巡回相談に係る体制整備を推進する。また、子どもへの巡回指導について研究する。

- 指導内容及び指導方法の充実  
「自立活動の指導」「教科の補充学習」に係る授業研究を推進するとともに、手引を作成する。
  - 学級担任との役割分担等明確化のための研究  
小中学校の実態に即した個別の指導計画を研究する。
- 特別支援学級における教育の充実
    - 「個別的教育支援計画」を活用した継続的な支援の実現  
保護者と学校との情報の共有、継続した支援の引継ぎや関係機関との連携を推進する。
    - 「個別の指導計画」を活用した指導の充実  
個別の指導計画に基づいた授業づくりを推進する。
    - 特色ある教育課程の編成  
教育課程の検討や指導内容及び指導方法の充実を図る。また、発達障害に係る教育課程の研究開発を行う。
    - 通常の学級との「交流及び共同学習」の充実  
日常的な実践例に係る情報を提供し、計画的な実施と適切な評価を推進する。
    - キャリア教育の推進  
体験入学や就業体験の充実を図るとともに、コミュニケーション能力向上のための学習等を充実する。
    - 健康教育に係る実践の推進  
歯科保健や食に関する指導等実践的な教育を推進するとともに、医療機関と連携して行う健康管理を充実する。

### ○ 高等学校等における特別支援教育推進体制の整備 (推進計画 35~42ページ)

- 特別支援教育の推進に係る校内体制の整備
  - 教職員研修の充実  
特別支援教育を推進する人材の育成と、教育的ニーズに応じた指導を行うための校内研修を充実する。
  - 組織的な支援体制づくり  
個に配慮した授業についての研究や校内委員会の機能的体制についての実践的な研究を進め、その成果を全校で共有できるように努める。
- 一人一人の実態に応じた指導の充実
  - 「個別的教育支援計画」の活用の推進  
計画の活用による中学校からの情報の引継ぎ、進路先への情報提供を推進する。
  - 「個別の指導計画」を活用した情報の共有化と個別指導の充実  
計画内容を校内で共有し、ニーズに応じた指導・支援を行う。また、特別支援学校からの巡回によって個別指導を行う体制整備について検討する。
  - 特色ある教育課程の編成等  
義務教育段階での学習内容の確実な定着やソーシャルスキルの獲得、勤労観や職業観の育成を図る学校設定教科や科目について研究する。
- 特別な学習環境への対応
  - 支援体制に係る研究  
義務教育段階での指導・支援を踏まえた継続性のある支援体制について研究する。
  - 就労に向けた学習環境の整備の検討  
社会や企業等のニーズを踏まえた学習内容や施設設備の整備及び教員の資質向上について検討する。
- 特別支援学校や特別支援学級との「交流及び共同学習」の推進
- キャリア教育の推進
  - 社会参加に向けた指導の充実  
就業体験などを推進するとともに、ソーシャルスキルの獲得に係る学習の機会を充実させる。
  - 組織的な支援体制の整備  
就労支援に関する連絡協議会の在り方について研究する。また、関係機関と連携したサポート体制の構築やジョブコーチ支援制度の利用の促進を図る。
- 健康教育の推進  
心身のケア等の支援を行うとともに、必要に応じた相談機関・医療機関等の専門機関の活用を推進する。

## ○ 早期からの一貫した支援体制の整備 (推進計画 43~47ページ)

- 1 早期からの相談・支援体制の整備
  - (1) 「個別的教育支援計画」等を活用した一貫した支援の充実  
市町村教育委員会による「個別的教育支援計画」の作成を支援するため、関係機関の連携やサポートチームについて研究する。
  - (2) 適切な就学に向けた相談支援の推進  
指導主事の専門性の向上、保護者への早期からの継続した相談体制づくりを推進する。
- 2 幼稚園や保育所等における特別支援教育の推進
  - (1) 「個別の指導計画」を活用した支援の充実  
幼稚園等が実施する研修の充実、計画の活用による支援情報の共有、園(所)内委員会の設置を推進する。
  - (2) 健康管理の充実  
乳幼児健診結果等の情報を就園時に引き継ぎ、健康課題を早期から把握し、対応する取組を推進する。
  - (3) 地域の学校や関係団体との連携協力体制の充実  
幼稚園等と小学校との連携を一層強化するとともに、地域の支援団体とのネットワークづくりを推進する。
- 3 卒業後の支援体制の整備
  - (1) 卒業後の支援の充実  
労働関係機関や進路先と連携した支援を推進する。
  - (2) 支援の継続に活用できる「個別的教育支援計画」の研究  
進路先、関係機関と情報を共有し、卒業後の支援の継続を図ることのできる計画について研究する。

## 特別支援教育を充実することに係る環境整備を図るために

## ○ 専門性の高い人材の育成(推進計画 48~51ページ)

- 1 特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成
  - (1) 専門的知識や基礎的技能のある教員の確保  
特別支援学校教諭免許状取得教員の確保に努める。
  - (2) 階層的研修の実施  
職や経験年数等に応じた研修を充実する。
  - (3) 特別支援教育を担当する指導主事の専門性向上  
指導主事が、地域の人材を育成できるように、その専門性の向上を図る。
  - (4) 特別支援学校教諭免許状取得の促進  
免許状の取得に向けた意識の向上と、免許法認定講習の受講の促進を図る。
  - (5) 教員交流の推進  
特別支援学校と小中高等学校との教員交流を進める。
- 2 特別支援教育に係る情報提供の充実
  - (1) 情報提供支援の充実  
特別支援教育センターの情報提供キーステーションとしての機能を拡充する。また、困難事例の解決等をサポートするための相談支援の仕組みを充実する。
  - (2) 授業の相互公開による情報の共有化等の推進

## ○ 特別支援学校の配置及び整備 (推進計画 52~58ページ)

- 1 未設置地域への特別支援学校の配置及び整備
  - (1) 義務教育段階の学校設置  
県立特別支援学校(分校・分教室を含む。)小学部及び中学部の設置並びに整備を行う。
  - (2) 障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ環境の整備  
交流及び共同学習を実施しやすい環境づくりをする。
  - (3) 複数の障害に対応した指導・支援体制の整備  
医療的ケアが実施できる体制の整備に努める。
  - (4) 地域の特別支援教育の拠点整備
  - (5) 教職員の人事交流の推進
- 事業計画
  - ・富岡甘楽地域 平成25年度開校 「みやま養護学校富岡分校」(富岡市立富岡中学校南校舎)
  - ・藤岡多野地域 平成26年度開校 「みやま養護学校藤岡分校(仮称)」(藤岡市立東中学校隣接地)
  - ・吾妻地域 平成27年度開校 「榛名養護学校吾妻分校(仮称)」(中之条町立中之条小学校敷地内)
- 2 市立特別支援学校の県立移管
  - (1) 義務教育段階の学校としての移管  
十分に協議を行い、協議が整ったところから移管する。

- (2) 一人一人に応じた指導・支援の継続  
当面は現行の体制により、指導・支援の充実を図る。また、複数障害のある子どもの受入れについて検討する。
  - (3) 地域の特別支援教育のセンターとしての役割  
センターとしての役割を維持、発展させ、小中学校等への助言や援助をより幅広く行っていく。
  - (4) 「交流及び共同学習」の推進  
地域の小中学校等との交流及び共同学習を引き続き進めるとともに、地域との連携について継続的に取り組む。
  - (5) 区域を越えた子どもの受入れ  
通学区域の見直しを行う。
  - (6) 小中学部と高等部の連携  
キャリア教育など、連携した教育を行いやすくする。
  - (7) 教職員の人事交流の推進
  - (8) 県立移管に係る財産の取扱い  
市の無償譲渡を前提とした協議を行う。土地や建物を市が無償貸与する方法についても協議していく。
- 3 特別支援学校の再編等
    - (1) 複数の障害に対応した特別支援学校の拡充  
知的障害を併せ有する肢体不自由の子ども等の知的特別支援学校への受入れを促進する。また、肢体不自由(単一障害)のある子どもの病弱特別支援学校への受入れを検討する。
    - (2) 高等部の在り方に係る検討  
高等特別支援学校と小・中学部を置く特別支援学校との一体化について検討する。なお、高等特別支援学校の分校については、単独校化についても検討する。また、発達障害等のある子どもの受入れに適した高等部の在り方について調査・研究を行う。
    - (3) 通学区域の見直し  
通学負担の軽減や子どもが必要とする教育の場を選択することができるよう、通学区域について検討する。
    - (4) 特別支援学校に通う子ども等の通学対策  
寄宿舎を維持するとともに、スクールバスの整備を進める。
    - (5) 学習環境の整備のための施設・設備の充実  
施設・設備の充実とバリアフリー化を促進する。
    - (6) 特別支援学校がセンターとしての役割を果たすための環境整備  
特別支援教育のセンターとして必要な環境整備について検討する。
    - (7) 既設の県立特別支援学校の校名変更  
県立の知的、肢体不自由及び病弱特別支援学校のうち、「養護学校」を用いた校名について変更する。

## ○ 特別支援教育の理解啓発(推進計画 59~61ページ)

- ### 障害のある子ども等の自立・社会参加に係る理解啓発
- (1) 理解啓発事業の実施  
イベントや講演会等を開催する。
  - (2) 教育委員会や学校のホームページの充実
  - (3) 特別支援学校の教育活動の公開  
公開講座や学校施設公開等を引き続き充実する。
  - (4) 学校間の交流の推進  
特別支援学校と幼小中高等学校等との交流を一層充実する。
  - (5) 居住地校交流の推進  
小中学校に在籍する子どもに対し、同じ居住地域から特別支援学校に通っている子どもへの理解を促進する。
  - (6) 障害特性の理解に係る学習  
障害特性に係る資料や情報の提供に努める。

## 計画の着実な推進を図るために

毎年度、計画の進捗状況と主要事業の実績について検証し、次年度以降の取組に反映させるとともに、必要な見直しを行い、計画の着実な推進に努める。

★「群馬県特別支援教育推進計画」掲載Webページ  
<http://www.pref.gunma.jp/07/x3300022.html>

【お問い合わせ】

群馬県教育委員会事務局特別支援教育室  
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1  
電話 027-226-4651 FAX 027-243-7785  
E-mail kitokubetsu@pref.gunma.lg.jp